

2 川 監 公 第 7 号

令和 2 年 4 月 1 0 日

監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、平成 3 1 年 2 月 1 2 日付け 3 1 川監公第 3 号で公表した行政監査（庁舎及び公の施設におけるバリアフリー対応について）の結果に基づき、川崎市長及び川崎市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

31川総行革第840号

令和2年2月27日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成31年2月12日付け31川監報第1号で報告の提出がありました行政監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度行政監査（庁舎及び公の施設におけるバリアフリー対応について）の結果に基づく措置状況について

監査意見の要旨	措置状況
1 本市施設のバリアフリー化の推進及びバリアフリー基準について	
（１）本市施設のバリアフリー化の推進 本市の各施設は、民間建築物のバリアフリー化の先導的な役割を果たすことが期待されていることから、全庁的なバリアフリー化推進の方針を策定するなど、計画的かつ効率的に既存建築物のバリアフリー化を推進する取組を実施されたい。	指摘事項については、監査の指摘のあったバリアフリー項目の中で、最も危険性の高い誘導ブロックの設置状況調査を行い、危険な状況の改善を指導するなど、既存建築物のバリアフリー化を推進しました。あわせて、市施設の適正な管理を推進する体制の整備を行っていきます。
（２）本市に適用されるバリアフリー基準 ア 国の基準と市の基準の整合 本市に所在する建築物に適用されるバリアフリー基準には、国の基準（円滑化基準）と市の基準（整備基準）の２つがあるが、市の基準の内容が国の基準を完全に網羅していない。市の基準自体の見直しや条例整備マニュアルに国の基準を掲載するなど、市内の建築物に適用されるバリアフリー基準をわかりやすくする改善策を検討されたい。	指摘事項については、国の基準を網羅するように条例・規則の見直しを行い、令和元年度中に改正案を作成し、令和3年度に施行する予定です。また、改正内容を踏まえた整備マニュアルに改定する予定です。
イ 市の基準のホームページにおけるわかりやすい情報提供 市の基準について、本市ホームページにおいて情報提供を行っているが、わかりやすさの面からホームページの構成に課題があった。市民や事業者が、求める情報まで円滑にたどり着けるよう、市の基準に関するホームページを改善されたい。	指摘事項については、市ホームページの構成を変更するとともに、市の基準や対象施設をわかりやすく表示するよう改善しました。
ウ 本市職員のバリアフリー基準等の認識① バリアフリーの制度所管のチェックを受けない改修工事においても、バリアフリー基準に適合した工事になるよう、本監査結果などを参考に間違いやすいポイント、注意点等をまとめたマニュアルの作成や工事担当者向けの研修など、職員のバリアフリー基準の理解の醸成に向けた取組を行われたい。	監査の指摘を踏まえ、誘導ブロックの設置状況調査を通して、間違いやすいポイント、注意点等をまとめ、職員のバリアフリー基準の理解の醸成を図りました。また、職員を対象とした研修において、バリアフリー基準について改めて説明を実施するなど、バリアフリー基準の理解を深める取組を継続して実施してまいります。
ウ 本市職員のバリアフリー基準等の認識② 点字ブロックの上にマット等の物を置いていた事例や車いす使用者の支障となるような障害物を置いていた事例など、バリアフリー設備等に対する職員の意識が不足している事例が多数確認された。高齢者や障害者等がいつでも円滑に施設を使用できる状態に保つよう、広く職員に対し周知徹底されたい。	監査の指摘を踏まえ、障害物の撤去等について関係各局へ通知するとともに、すべての本市施設を対象とした誘導ブロックの設置状況調査を行い、誘導ブロックについてどのような設置状況が望ましいか、広く職員に周知を行いました。 また、庁内職員における「心のバリアフリー」の理解・浸透を図ることを目的として平成29年度から実施している「ユニバーサルマナー研修」について、受講対象を施設所管課にも拡大して実施するとともに、「障害のある方へのサポートブック」冊子の各市民利用施設への配布や、サポートブックの内容を追加した研修について、全職員を対象としたeラーニング研修を令和元年度中に実施するなど、職員のバリアフリー意識の更なる向上に取り組んでまいります。

監査意見の要旨	措置状況
---------	------

2 ハード面のバリアフリーについて

(1) 新築等建築物が基準に適合していない事例 ア 敷地内通路の階段の手すり 法令施行後に新築された営生こども文化センターでは、指定の敷地内通路ではない敷地内通路上の階段に手すりが設置されていなかった。この状態は、条例には違反していないが、バリアフリー法に違反することから、基準に適合するよう早急に手すりを設置されたい。	指摘事項については、バリアフリー基準に適合するよう敷地内通路上の階段に手すりを設置しました。
(2) 既存建築物が基準に適合していない事例及び運用面等に課題がある事例 ア 車いす使用者の動線 (ア) 車いす使用者用駐車区画から施設入口まで 車いす使用者が車いす使用者用駐車区画から施設入口まで移動する際に、駐車場のゲートバーの下や目の粗いグレーチングの上を通行する必要がある施設、車いす使用者用駐車区画に通行の妨げとなる物を置いていた施設があった。これらの施設は、降車場所から施設入口までの動線について、改善に努められたい。	指摘事項については、目の細かいグレーチングへの交換や障害物の除去を実施しました。また、令和元年度中に対応できないものについては次年度以降に対応するとともに、当面の間は施設スタッフが安全面等細心の注意を払い案内を行うこととしました。 <u>改善した施設:5施設</u> 例: 川崎マリエン: 目の細かいグレーチングに交換しました。 ほか4施設で同様の対応を行いました。 <u>改善に向けた取組を推進する施設:2施設</u> 市立労働会館: 目の細かいグレーチングに令和元年度中に交換予定です。 王禅寺余熱利用施設: 動線の見直し等、最も効果的な改善方法について検討を行い、適切な動線の確保に向けて対応します。
(イ) 施設入口周辺の段差 施設入口周辺において、車いす使用者の通行の妨げになるような段差が生じていた施設があった。車いす使用者の通行の妨げとならないよう施設入口周辺の段差の解消に努められたい。	指摘事項については、車いす使用者の通行の妨げとならないよう、スロープを設置するための改修工事を実施することとしました。 <u>改善に向けた取組を推進する施設:1施設</u> 幸区道路公園センター: 令和元年度中にスロープを設置予定です。 <u>その他の施設:1施設</u> 平こども文化センター: スロープがあり、車いす使用者もアプローチ可能であることを確認しました。
(ウ) 窓口・廊下等 ローカウターの下部にけこみが設けられていたが、けこみに物を置いていた事例、窓口前の通路に立て看板がはみ出て、通行の妨げになっていた事例があった。建物内で車いす使用者が円滑に移動したり、設備を使用したりできるよう物の配置を改善し、その状態を維持されたい。	指摘事項については、ローカウターのけこみに置いていた物品を撤去するなど、移動の妨げになるものがないよう改善しました。 <u>改善した施設:2施設</u> 登戸行政サービスコーナー: ローカウターのけこみに置いていた物品を撤去しました。 麻生区役所: 窓口前の通路にはみ出していた立て看板を通行の妨げにならないよう移動させました。
イ 傾斜路・階段・エレベーター等 (ア) 手すり 傾斜路、階段又は廊下の一部に手すりがなく、または途中で消滅している施設、階段の手すりの設置位置が利用者の利便に合っていないと考えられる施設があった。利用者が階段や傾斜路等を円滑に使用	指摘事項については、利用者が円滑に移動できるよう、手すりを設置するとともに、歩行に介助が必要な方には声掛けして、車椅子の貸し出しや、警備員や看護助手等のスタッフが付き添う等の対応をとることとしました。 <u>改善した施設:9施設(12箇所)</u>

監査意見の要旨	措置状況
できるよう、手すりに課題のある施設は、手すりの設置及び改善に努められたい。	例：王禅寺余熱利用市民施設：手すり設置が必要な箇所に手すりを設置しました。 ほか8施設で同様の対応を行いました。 <u>改善に向けた取組を推進する施設：2施設（3箇所）</u> 上下水道局中部サービスセンター、上下水道局北部サービスセンター：手すり設置が必要な箇所に、令和元年度中に手すりを設置します。 <u>その他の施設：1施設</u> 市民ミュージアム：当該施設においては、台風19号により被災したため、施設機能及び収蔵品の復旧を最優先事項とするともに、施設利用を当面の間休館しますが、令和2年度において今後の市民ミュージアムのあり方等について検討を行います。
（イ）階段の踏面の端部（段鼻）の色 踏面の端部（段鼻）とその周囲の色が同一である階段のある施設があった。階段を使用する人が段を踏み外すおそれがないよう、段があることが容易に識別できる色にするように努められたい。	指摘事項については、段があることが容易に識別できるよう、階段路面端部（段鼻）にその周囲と明度差が大きい色のラインテープの貼付や塗装を実施しました。 <u>改善した施設：4施設</u> 例：日吉出張所：階段路面端部に添ってラインテープを貼付し識別できるよう改善しました。 ほか3施設で同様の対応を行いました。
（ウ）傾斜路の下端の段差 敷地内通路の下端に2 cmを超える段差が生じていた施設があった。2 cmを超える段差は、車いす使用者にとっては通行の支障となることから、傾斜路の下端の段差を解消するよう努められたい。	指摘事項については、段差の部分にアスファルト補修工事等を実施し、段差の解消を行いました。 <u>改善した施設：2施設</u> 入江崎余熱利用プール：車いす使用者の通行の支障とならないよう段差を解消しました。 ほか1施設で同様の対応を行いました。
（エ）エレベーターの押ボタンの点字表示 エレベーターのかご内において、押ボタンの下に付された階数を表示する点字がはがれていた事例、乗降ロビーの押ボタンに付された点字が掲示物により隠れていた事例があった。押ボタンの点字表示が機能するよう改善されたい。	指摘事項については、エレベーターのかご内及び乗降ロビーの押しボタンの点字表示の補修や掲示物の撤去を行い、点字表示が適切に機能するようにしました。 <u>改善した施設：1施設</u> 多摩区役所：エレベーターのかご内の点字を補修するとともに、乗降ロビーの押しボタンの点字を覆っていた掲示物を移動しました。
（オ）エスカレーターのくし板の色 エスカレーターのくし板がステップ部と区別しやすい色になっていない施設があった。ステップ部がどこから始まるかわかりやすくし、安全に使用できるよう、くし板にステップ部と異なる色を塗るなどの改善に努められたい。	指摘事項について、エスカレーターのくし板とステップ部が区別しやすいよう、エスカレーターのくし板の色をステップ部と明度差の大きい色に交換するなどの対応を行うこととしました。 <u>改善した施設：3施設</u> 例：川崎区役所：エスカレーターのくし板をステップ部と区別しやすい色に交換しました。 ほか2施設で同様の対応を行いました。
ウ 点字ブロック （ア）点字ブロックが全く敷設されていない 点字ブロックが全く敷設されていない施設があった。施設の目的、利用者の数や性質、建物の構造や今後の改修予定等を踏まえ、点字ブロックの敷設を検討されたい。	指摘事項については、点字ブロックの敷設を実施するとともに、令和元年度中に対応できないものについては次年度以降に対応することとしました。なお、点字ブロックの敷設が完了するまでの間は施設スタッフが安全面等細心の注意を払い案内を行うこととしました。 <u>改善した施設：5施設</u> 例：高津老人いこいの家：点字ブロックを新たに敷設しました。

監査意見の要旨	措置状況
	ほか4施設で同様の対応を行いました。 改善に向けた取組を推進する施設:8施設 例:新城こども文化センター:施設職員への研修を実施し、利用者に合理的配慮を提供できる体制づくりに努めるとともに、令和2年度に点字ブロックの敷設を行う予定です。 ほか7施設で同様の対応を行います。
(イ) 点字ブロックの不適切な敷設等 a 種類・向き等 点字ブロックの種類や位置等が誤って敷設されていた施設があった。種類等が誤って敷設された点字ブロックは、視覚障害者に混乱を与えることから、改善に努められたい。特に、点状ブロックを敷設すべき位置に線状ブロックを敷設していた施設については、視覚障害者が扉等に衝突する危険があることから、早急に敷設し直されたい。	指摘事項については、種類や位置が誤って敷設されていた点字ブロックを撤去するとともに、適切に敷設し直すこととしました。 改善した施設:8施設 例:中原区役所:誤って敷設されていた点字ブロックの撤去を行い、新たに点字ブロックを適切に敷設しました。 ほか7施設で同様の対応を行いました。 改善に向けた取組を推進する施設:1施設 市立労働会館:令和元年度中に誤って敷設されていた点字ブロックを正しく敷設し直す措置を実施します。
b 色 点字ブロックの色が床面と同一である施設があった。床面と同色である点字ブロックは機能を十分に発揮することができないことから、床面と容易に識別できる色にするように努められたい。	指摘事項については、点字ブロックを床面と容易に識別できる色に塗装することとしました。 改善した施設:9施設 例:市役所第3庁舎:敷設されている点字ブロックについて、床面と容易に識別できる色に塗装しました。 ほか8施設で同様の対応を行いました。
c 規格 JIS規格に合致していない点字ブロックを敷設している施設があった。点字ブロックの形状や寸法が異なるとわかりにくいことから、JIS規格に合致した点字ブロックに敷設し直すことを検討されたい。	指摘事項については、JIS規格に合致した点字ブロックに敷設し直しました。 改善した施設:2施設 中原区役所、麻生区役所:改修工事を行い、JIS規格に合致した点字ブロックを敷設しました。 改善に向けた取組を推進する施設:1施設 宮前市民館: JIS規格に合致した点字ブロックを令和元年度中に敷設予定です。
d 途絶・部分的な敷設 (a) 館内の受付等までの敷地内通路・廊下等 点字ブロックの敷設が受付等に至る前に途絶している施設があった。点字ブロックが途絶していると、視覚障害者を受付等、職員のいる場所まで誘導できないことから、受付等までの敷設に努められたい。	指摘事項については、途絶していた点字ブロックを敷設し直し、受付等まで誘導できるようにすることとしました。なお、令和元年度中に対応できないものについては次年度以降に対応するとともに、当面の間は施設スタッフが安全面等細心の注意を払い案内を行うこととしました。 改善した施設:10施設 例:川崎区役所田島支所:途絶していた点字ブロックについて、受付まで敷設しました。 ほか9施設で同様の対応を行いました。 改善に向けた取組を推進する施設:3施設 例:幸こども文化センター:施設職員への研修を実施し、利用者に合理的配慮を提供できる体制づくりに努めるとともに、途絶していた点字ブロックについて、令和2年度に敷設する予定です。ほか2施設で同様の対応を行います。

監査意見の要旨	措置状況
(b) 建物内等 敷地内通路や建物内の階段・傾斜路の上端に点状ブロックのない施設、建物内の階段・傾斜路の下端及び踊場に点状ブロックがない施設、エレベーターロビーの操作盤前に点状ブロックがない施設があった。 階段・傾斜路の下端及び踊場に点状ブロックがない施設、エレベーターロビーの操作盤前に点状ブロックがない施設は、点状ブロックの敷設に努められたい。 また、階段・傾斜路の上端の点状ブロックは、段差等の存在を警告し、転落防止を図る役割もあることから、上端の点状ブロックが敷設されていない施設は、早急に敷設されたい。	指摘事項については、階段・傾斜路の上端・下端や踊場等へ点字ブロックを敷設することとしました。なお、令和元年度中に対応できないものについては次年度以降に対応するとともに、当面の間は施設スタッフが安全面等細心の注意を払い案内を行うこととしました。 <u>改善した施設:16施設(21箇所)</u> 例:麻生区役所:敷設されていなかった建物内階段・傾斜路上端の点字ブロックを敷設しました。 ほか15施設で同様の対応を行いました。 <u>改善に向けた取組を推進する施設:3施設(4箇所)</u> 例:大山街道ふるさと館:誘導ブロックの改修箇所が多岐にわたることから、令和2年度以降の改修に向けて全体的な改修計画を指定管理者と調整し作成します。併せて、施設職員に「障害のある方へのサポートブック」の内容を周知徹底し、来庁者へ合理的配慮を確実に提供できる体制を整えました。 ほか2施設で同様の対応を行います。
e 誘導先が不適切 点字ブロックで受付と無関係の場所に誘導していた施設、点字ブロックが受付カウンターの下敷きになっていた施設、点字ブロックで常時施錠されている扉に誘導していた施設があった。点字ブロックの誘導先が不適切であると、視覚障害者が立ち往生したり、受付等に衝突したりするおそれがあることから、点字ブロックを適切な場所に敷設し直すなど改善に努められたい。	指摘事項については、誘導先が不適切であった点字ブロックを撤去し敷設し直すなどの対応を実施することとしました。 <u>改善した施設:7施設</u> 例:橘出張所:誘導先が不適切であった点字ブロックについて、適切な場所に敷設し直しました。 ほか6施設で同様の対応を行いました。 <u>改善に向けた取組を推進する施設:1施設</u> 市立労働会館:誘導先が不適切であった点字ブロックについて、令和元年度中に適切な場所に敷設し直す予定です。
f 劣化・損壊 点字ブロックが割れて重なり盛り上がっていた施設など、劣化、損壊している点字ブロックが放置されている施設があった。劣化、損壊している点字ブロックのある施設は、点字ブロックの補修に努められたい。特に割れて盛り上がっている点字ブロックについては、視覚障害者だけでなく、一般の利用者にとっても転倒などの危険が生じることから、早急に改善されたい。	指摘事項については、劣化・損壊していた点字ブロックを補修することとしました。なお、令和元年度中に対応できないものについては次年度以降に対応するとともに、当面の間は施設スタッフが安全面等細心の注意を払い案内を行うこととしました。 <u>改善した施設:4施設</u> 例:王禅寺余熱利用施設:破損していた点字ブロックを敷設し直しました。 ほか3施設で同様の対応を行いました。 <u>改善に向けた取組を推進する施設:1施設</u> 市立労働会館:劣化、損壊していた点字ブロックについて、令和元年度中に敷設し直す予定です。 <u>その他の施設:1施設</u> とどろきアリーナ:現状の点字ブロックが劣化している箇所については、安全面に考慮した、より適切なルートの検討等を含めて関係部署と協議し、令和2年度以降に改善措置を行います。併せて、施設職員に「障害のある方へのサポートブック」の内容を周知徹底し、利用者へ合理的配慮を提供できる体制を整えました。
g マットなどの障害物 点字ブロックの上や前にマットやマット以外の障害物を置いていた施設があった。点字ブロックの上	指摘事項については、点字ブロックの上や前に置かれていた障害物を撤去するとともに、今後も障害物が置かれることのないよう周知徹底を行いました。

監査意見の要旨	措置状況
や前に障害物を置くことは、点字ブロックの機能を阻害することから、障害物を早急に撤去し、その状態を維持されたい。	<u>改善した施設:23施設(27箇所)</u> 例:有馬・野川生涯学習支援施設:点字ブロックの上に置かれていたマット等障害物を撤去し、今後も点字ブロックの上や前に障害物が置かれることがないように注意しています。 ほか22施設で同様の対応を行いました。
エ 案内板、インターホン (ア) 点字による案内表示 案内板に点字を付しているものの、点字の表記が誤っている施設、日本語の表記と異なる内容の点字を付している施設、手すりに以前あった部署の名称を点字等で表示していた施設があった。点字による案内が適切な内容を示すよう改善に努められたい。	指摘事項については、点字による案内が適切な内容を示すように点字の修正等を実施しました。 <u>改善した施設:3施設</u> 例:有馬・野川生涯学習支援施設:点字による案内表示について、不適切な表示になっていたものを適切な内容に改善しました。 ほか2施設で同様の対応を行いました。
(イ) インターホン a インターホンの案内表示 車いす利用者等のためにインターホンを設置しているものの、案内表示を行っていない施設があった。案内表示を行わないインターホンは、その存在や用途が利用者に認識されないことから、案内表示を適切に行われたい。	指摘事項については、車いす利用者等のためにインターホンを設置していることがわかるよう、案内表示を実施しました。 <u>改善した施設:1施設</u> 上下水道局北部サービスセンター:車いす利用者等のためのインターホンについて、案内表示を行いました。
b インターホンの前の段差 車いす利用者等が建物の1階に設置されたインターホンで2階にいる施設職員を呼ぶ必要のあるものの、インターホンの前に大きな段差があり、車いす使用者がインターホンを使用することが困難な施設があった。入口の段差の解消やインターホンの設置場所の変更、あるいは1階に入っている施設と協力体制を構築し、利用者が1階の施設を訪ねれば1階の施設の職員が2階の施設の職員に連絡するようにするといった対応を含め、改善に努められたい。	指摘事項については、インターホン前の段差の改善やインターホンの位置変更を実施することで、車いす使用者等がインターホンを円滑に使用できるようにすることとしました。 なお、令和元年度中に対応できないものについては次年度に対応するとともに、当面の間は施設スタッフが利用者に適切な案内を行えるよう合理的配慮を提供できる体制を確保します。 <u>改善した施設:1施設</u> 上下水道局南部サービスセンター:インターホン前の段差を解消する工事を実施しました。 <u>改善に向けた取組を推進する施設:1施設</u> 新城こども文化センター:施設職員への研修を実施し、利用者に合理的配慮を提供できる体制づくりに努めるとともに、令和2年度にインターホンの位置変更等の改善を実施する予定です。
オ トイレ (ア) オストメイト用洗浄器具 車いす利用者等のための多機能トイレを設置している施設で、オストメイト用の洗浄器具が1台も設置されていない施設があった。簡易型の洗浄器具や前広便座等も活用し、可能な限りオストメイトが使いやすいトイレにするよう検討されたい。	指摘事項については、オストメイト用の洗浄器具を設置するとともに、施設のトイレの広さや形状等を踏まえてオストメイト用の洗浄器具を新たに設置することが困難な場合は簡易型の洗浄器具や前広便座を活用するなど、オストメイトが使用しやすいトイレになるよう改善を行うこととしました。なお、多目的トイレに十分なスペースがないなど、改善措置が即時に実施できない場合は、将来的な施設の改修・改築時に改善を図るとともに、施設スタッフへ「障害のある方へのサポートブック」の内容を周知徹底し、利用者からサポートを求められた場合、確実に合理的配慮を提供できる体制を整えました。 <u>改善した施設:21施設(22箇所)</u> 例:平老人いこいの家:オストメイト用洗浄器具を設置しました。

監査意見の要旨	措置状況
	橋出張所：オストメイト対応の前広便座を設置しました。 ほか19施設で同様の対応を行いました。 改善に向けた取組を推進する施設：9施設 例：かわさきエコ暮らし未来館：オストメイト用洗浄器具の令和2年度中の設置工事実施に向けて検討します。 ほか8施設で同様の対応を行います。 その他の施設：2施設 総合福祉センター（エポックなかはら）：監査の指摘を受けて確認したところ、トイレにオストメイト用洗浄器具がすでに設置済であることを確認しました。 ふじみ園（南部身体障害者福祉会館）：監査の指摘を受けて確認したところ、トイレにオストメイト用洗浄器具がすでに設置済であることを確認しました。
（イ）手すり 手すり付きの小便器が1台も設置されていない施設があった。車いす使用者や高齢者等がトイレを円滑に使用できるよう、手すり付き小便器の設置を検討されたい。	指摘事項については、車いす使用者や高齢者等がトイレを円滑に使用できるよう、手すり付き小便器を設置することとしました。 改善した施設：2施設 川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所：小便器用の手すりを設置しました。 改善に向けた取組を推進する施設：1施設 市立労働会館：小便器への手すりの設置工事を、令和元年度中に実施します。
（ウ）入口段差 トイレの入口に車いす使用者の通行の妨げとなる段差がある施設があった。トイレの段差は車いす使用者をはじめ、高齢者にも通行の妨げとなり得ることから、段差の解消に努められたい。	指摘事項については、車いす使用者や高齢者等が円滑にトイレを利用できるよう、段差解消に向けた工事等を実施することとしました。なお、令和元年度中に対応できないものについては次年度に対応するとともに、施設スタッフが利用者に適切なサポートを行える体制を確保します。 改善した施設：2施設 高津老人いこいの家、千代ヶ丘老人いこいの家：トイレの入口の段差について、段差を解消する工事を行いました。 改善に向けた取組を推進する施設：3施設 例：菅こども文化センター：トイレ入口の段差解消を令和2年度中に実施予定です。また、施設職員が利用者に合理的配慮を提供できる体制づくりに努めています。 ほか2施設で同様の対応を行います。
（エ）多機能トイレの障害物 多機能トイレの手すり等に物が置かれ、速やかに使用することが困難となっていた施設があった。多機能トイレを必要とする人がいつでも円滑に使える状態に整備すべきであることから、障害物を撤去し、その状態を維持されたい。	指摘事項については、多機能トイレ内の障害物を除去し、利用者が速やかにトイレを使用できるようにするとともに、今後においても障害物が置かれることがないよう、周知徹底を図りました。 改善した施設：5施設 例：麻生区役所：多機能トイレの手すりに置かれていたトイレトーパーを速やかに撤去しました。 ほか4施設で同様の対応を行いました。
（オ）表示 多機能トイレを設置しているものの、当該トイレが多機能トイレであることを表示していない施設があった。表示がなければ速やかな使用を妨げられるおそれがあることから、当該トイレが多機能トイレであることを表示されたい。	指摘事項については、多機能トイレを速やかに使用できるように案内表示を実施しました。 改善した施設：1施設 幸こども文化センター：多機能トイレであることがわかるよう表示しました。

監査意見の要旨	措置状況
3 ソフト面のバリアフリーについて	
(1) 施設ホームページにおける情報提供 多機能トイレや車いす使用者用駐車区画等、バリアフリー情報をホームページに掲載していない施設があった。これらの施設は、バリアフリー情報を掲載された。	指摘事項については、多機能トイレや車いす使用者用駐車区画等のバリアフリー情報をホームページへ掲載しました。 改善した施設:13施設(15箇所) 例:かわさき健康づくりセンター:多機能トイレ及び車いす使用者用駐車区画の情報をホームページに掲載しました。 ほか12施設で同様の対応を行いました。
(2) 窓口におけるバリアフリー対応① 窓口職員に対するアンケートの結果、大半の窓口職員がバリアフリーの知識を十分に有していない現状が確認された。 窓口職員をはじめ職員の誰もが障害者に対して適切に対応できるよう、職員のバリアフリー対応の知識を向上させる取組を行わたい。 また、特に窓口対応の多い区役所等の職員については、例えば障害者対応のための研修の対象人数を増やすなど研修の充実を検討されたい。	指摘事項については、職員のバリアフリー対応に関する知識を向上させる取組として、「障害のある方へのサポートブック」冊子を各市民利用施設へ配布するとともに、サポートブックの内容を追加した研修について、全職員を対象とした e-ラーニング研修を実施するとともに、聴覚障害者等への対応について職員に対する説明会や研修等を開催しました。 併せて、庁内職員における「心のバリアフリー」の理解・浸透を目的として、平成 29 年度から区役所職員等を対象として実施している「ユニバーサルマナー研修」の受講対象を市税事務所や図書館にも拡大するなど、職員のバリアフリー知識を向上させる研修への受講機会の拡大、研修の充実を図っていきます。(ユニバーサルマナー研修受講者数:平成 29 年度・45 名、平成 30 年度・76 名、令和元年度・170 名)
(2) 窓口におけるバリアフリー対応② 障害者とのコミュニケーションツールの使用率が低く、ツールの存在を知らない窓口職員もいた。これらのツールは必ずしも高い使用率が見込まれるものではないが、そもそもツールの存在を窓口職員等が知らなければ使用することができないことから、ツールを導入している部署は、ツールの存在を職員や来庁者に対し十分に周知されたい。	指摘事項については、適切にコミュニケーションツールが使用されるようコミュニケーションツールの用途や所在場所について職員に改めて周知徹底を行うとともに、窓口カウンター等へコミュニケーションツールについての案内表示を掲示するなど、来庁者にコミュニケーションツールの存在をわかりやすく表示しました。

31川教庶第1410号

令和2年2月21日

川崎市監査委員	寺岡	章二	様
同	植村	京子	様
同	嶋崎	嘉夫	様
同	沼沢	和明	様

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

監査の結果に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成31年2月12日付け31川監報第1号で報告の提出がありました行政監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成30年度行政監査（庁舎及び公の施設におけるバリアフリー対応について）の結果に基づく措置状況について

監査意見の要旨	措置状況
2 ハード面のバリアフリーについて	
（２）既存建築物が基準に適合していない事例及び運用面等に課題がある事例 イ 傾斜路・階段・エレベーター等 （ア）手すり 傾斜路、階段又は廊下の一部に手すりが無い、または途中で消滅している施設、階段の手すりの設置位置が利用者の利便に合っていないと考えられる施設があった。利用者が階段や傾斜路等を円滑に使用できるよう、手すりに課題のある施設は、手すりの設置及び改善に努められたい。	宮前図書館内の階段手すりのうち、途中から反対方向についていた箇所について、階段壁面に手すりを設置しました。
ウ 点字ブロック （イ）点字ブロックの不適切な敷設等 b 色 点字ブロックの色が床面と同一である施設があった。床面と同色である点字ブロックは機能を十分に発揮することができないことから、床面と容易に識別できる色にするように努められたい。	中央支援学校の床と同色だった点状ブロックについて、ブロックを識別できるよう黄色に塗装しました。
d 途絶・部分的な敷設 （a）館内の受付等までの敷地内通路・廊下等 点字ブロックの敷設が受付等に至る前に途絶している施設があった。点字ブロックが途絶していると、視覚障害者を受付等、職員のいる場所まで誘導できないことから、受付等までの敷設に努められたい。	中央支援学校内の誘導ブロックが非連続であった箇所について、受付まで誘導ブロック及び点状ブロックを敷設し、適切に誘導できるようにしました。
（b）建物内等 敷地内通路や建物内の階段・傾斜路の上端に点状ブロックのない施設、建物内の階段・傾斜路の下端及び踊場に点状ブロックがない施設、エレベーターロビーの操作盤前に点状ブロックがない施設があった。 階段・傾斜路の下端及び踊場に点状ブロックがない施設、エレベーターロビーの操作盤前に点状ブロックがない施設は、点状ブロックの敷設に努められたい。 また、階段・傾斜路の上端の点状ブロックは、段差等の存在を警告し、転落防止を図る役割もあることから、上端の点状ブロックが敷設されていない施設は、早急に敷設されたい。	・中央支援学校のエレベーターについて、エレベーター前に点状ブロックを設置しました。 ・中央支援学校の階段上部・下部・踊場、傾斜路上端・下端に点状ブロックを敷設しました。 ・麻生図書館内にある階段について、踊場及び下端に点状ブロックを設置しました。 ・麻生図書館のエレベーターロビーに点状ブロックを敷設しました。
e 誘導先が不適切 点字ブロックで受付と無関係の場所に誘導していた施設、点字ブロックが受付カウンターの下敷きになっていた施設、点字ブロックで常時施錠されている扉に誘導していた施設があった。点字ブロックの誘導先が不適切であると、視覚障害者が立ち往生したり、受付等に衝突したりするおそれがある	宮前図書館の受付カウンターの下敷きになっていた点状ブロックについて、図書館入り口や階段からカウンターへ誘導ブロック及び点状ブロックを敷設しました。

監査意見の要旨	措置状況
ことから、点字ブロックを適切な場所に敷設し直すなど改善に努められたい。	
g マットなどの障害物 点字ブロックの上や前にマットやマット以外の障害物を置いていた施設があった。点字ブロックの上や前に障害物を置くことは、点字ブロックの機能を阻害することから、障害物を早急に撤去し、その状態を維持されたい。	平成31年2月18日の時点で障害物を撤去済み。以後、その状況を維持しています。